

お知らせ

まちのデータ

(令和4年(2022年)5月末日現在)

人口	2万5,745人	交通事故発生件数	(5月中、物損含む)
男	1万2,209人	有田川町	36件
女	1万3,536人	死者	0人 負傷1人
	1万672世帯		有田湯浅警察署調べ

お問い合わせ
電話番号



吉備庁舎
金屋庁舎
清水行政局 } 52-2111

張絡張張 23-0001
所所所課 22-0351
出連出 22-0254
山生郷 26-0001
城粟五安水 52-5356
水 A L E C (アレック) 53-1031
道 52-4730

環境セック 52-5384
プラスチ 52-7855
休日急患 52-4882
有田 52-3055
子育て支 52-5474
有田川町少 090-7966-1697
年センター 52-8744

相談

7月の行政相談

●7月14日(木)
・金屋文化保健センター 13時30分
～16時

問 総務課 (吉備庁舎)

子育て

在宅育児支援事業給付金

0歳児を在宅で育児する
多子世帯の方に給付金を支給

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、乳児の保育を家庭で行う保護者に対し給付金を支給します。受給には申請が必要なので、ごども教育課へ申請してください。申請期間内であれば対象月数分が支給されます。

●対象者／育児休業給付金を受給していない世帯および生活保護を受けていない世帯、暴力団と密接な関係を有しない世帯で、次の要件を全て満たす乳児がいる世帯。

- ① 当町に住民登録されていること。
- ② 令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)12月31日までに生まれていること。
- ③ 属する世帯内の第二子以降である

こと。

④ 第二子の場合、申請者と申請者の配偶者の市町村民税所得割合算額が7万7101円未満であること。

・4～8月分は令和3年度(2021年度)、9～3月分は令和4年度(2022年度)で判定。

⑤ 保育所などに入所していないこと。
※年度途中で要件に変更があり、対象になる、または対象から外れる場合は、対象となる期間分受給することができません。

●申請期限／令和5年(2023年)3月31日(金)まで

●支給額／対象となる乳児1人あたり月額3万円(最大10カ月分)

●申請に必要なもの

- ① 支給認定申請書
- ② 申請者、申請者の配偶者および乳児の健康保険証の写し
- ③ 育児休業給付金の受給申請(予定を含む)がないことを証明する書類
- ④ 振込先口座の通帳の写し(口座番号、名義人などが記載されている部分)
- ⑤ 乳児が第二子である場合において、当町で申請者および申請者の配偶者の市町村民税の所得割合算額を確認できない場合、確認できる市町村が発行した市町村民税の所得割額に関する証明書

※①、③の書類については、ごども

教育課でお受け取りいただくか町ホームページからダウンロードしてください。

※④については、振込先口座は申請者名義の口座となります。

問 ごども教育課 (金屋庁舎)

催し

令和5年(2023年)二十歳のつどい(仮称)

当該年度に20歳を迎える方を対象に行います。

令和4年(2022年)4月14日現在、当町に住民登録されている対象者に案内をお送りしています。町外に住民登録を移されている方で参加を希望される方は、社会教育課までお申し込みください。既に連絡をいただいている方の連絡は不要です。

●日時／令和5年(2023年)1月8日(日)を予定(時間・場所は決まり次第お知らせします)

※新型コロナウイルス感染症の影響で変更となる場合があります。

●対象／平成14年(2002年)4月2日～平成15年(2003年)4月1日生まれの方

問 社会教育課 (金屋庁舎)